

東弁理事者となって 2ヶ月

本年2月の役員選挙において、本年度の副会長のご選任をいただいた直後から、引継ぎが始まり、理事者会、担当委員会への出席など理事者としての助走が始まり、年度が変わって4月2日に役員室に行くと、前任副会長の席はきれいに片付けられて、机の上には私の名札が置かれていました。爾来、一介の弁護士としての生活は一変し、常駐体制の理事者としての毎日が始まりました。

● ● ●
初日は、丸一日をかけての裁判所、検察庁、法務省、法テラス東京地方事務所への挨拶回り、全職員との懇親会で暮れました。4月中は、新年度の第1回担当委員会等への出席の傍ら、波のように押し寄せる決裁書類との悪戦苦闘でした。未知との遭遇といった感想です。手助けをいただく職員の方々には頭が下がる思いです。ゴールデンウィークを挟んで5月に入ると、月末の総会に向けての準備に追われました。仕事の流れがある程度分かってきたところで、自分のToDoリストが日増しに増え続け、日常の生活が理事者モードとなってしまうと弁護士の仕事モードとの切り替えが難しくなります。

● ● ●
本年度の副会長の間では、理事者業務に差し支えない範囲で、できるだけ自分の弁護士業務をすることを申し合わせました。各副会長はそれぞれ努力していますが、担当業務に追われて未だ十分な実績は上げられていないようです。要領の悪い私は、まだまだといった状況です。会派からの意見書もいただいていることで、まずは実践が求められています。副会長が、その在籍中に弁護士業務をできないとなると、副会長のなり手が少なくなるというのがその理由です。この問題は、副会長人事だけの問題に止まらず、実はもっと重大な問題に関係しています。弁護士会自体の終わりのなき会務拡大がその一因

副会長 林 史雄

主な担当業務
総会、常議員会、資格審査会、懲戒、綱紀、総務、法律相談、法制、職員人事等



となっているからです。弁護士会が、弁護士業務の拡大・拡充のための活動を超えて、一般社会に向けて多方面にわたる活動をしていくことは、有意義なことであることは言うまでもありません。他方、活動を支える組織としては、会員から納入いただく会費を唯一の財源とする弁護士会の経済的能力や、役員、職員のマンパワーのキャパシティの限界の側面も考慮に入れて事務処理能力を上げるための事務の効率化を図らなければならない状況に立ち至っているのではないのでしょうか。

● ● ●
5月29日には東弁の定期総会が行なわれました。本年の定期総会では、会則等の改正が議題とされていたため、200人の会員の本人出席が必要とされました。東弁の会員総数は5000人を超えていますが、たった200人の会員本人の出席を確保することがいかに大変であるかを体験するとき、会の最高意思決定機関である総会にいかにして多くの会員に出席していただけるかは、会の運営をお預かりする理事者としては、常に心すべき問題であると認識させられました。しかしながら一方で、会員の関心の希薄化を感じざるを得ません。弁護士自治は天賦のものではなく、自ら不断の努力をもって堅持してゆかねばならないものであることを思うとき、総会の審議の充実化は、会員と弁護士会の関係の問題を考える上でも目をそらさずに考えてゆかねばならないと思います。

● ● ●
理事者に就任して2ヶ月余り、弁護士業務以外の仕事は、私にとってはもちろん初体験です。その意味では、毎日を新鮮な気持ちで過ごしています。弁護士会の業務はそこで活動する会員のためのものであることを旨として、できるだけ官僚的にならないことを心して、毎日、比較的楽しく弁護士会に通っています。